

知多市訓令第3号

知多市決裁規程（昭和49年知多市訓令第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月26日

知多市長 宮 島 壽 男

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

改正後						改正前							
					務部施設マネジメント課長に合議すること。						務部財政課長に合議すること。		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	市有建物の営繕				軽易な営繕	都市整備部 都市計画課長に合議すること。ただし、特殊な設備を除く。		
備考 (略) 別表第2 (第7条、第8条関係) (1) 総務部						備考 (略) 別表第2 (第7条、第8条関係) (1) 総務部							
主管課	専決事項	決裁者				合議	主管課	専決事項	決裁者				合議
		副市長	部長	課長	施設長				副市長	部長	課長	施設長	
総務課	第1号から第3号まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	総務課	第1号から第3号まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後							改正前						
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	新庁舎建設室	新庁舎整備の調整及び事業の実施		重要なもの	軽易なもの		
財政課	第1号から第6号まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	財政課	第1号から第6号まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		(7) 公有財産の移転、変更、消滅等の登録	○				
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		(8) 公有財産の保険契約による報告及び請求			○		
施設マネジメント課	(1) 公有財産の移転、変更、消滅等の登録	○					(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(2) 公有財産の保険契約による報告及び請求			○			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
新庁舎整備室	新庁舎整備の調整及び事業の実施		重要なもの	軽易なもの			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
税務課	(略)						税務課	(略)					
から防							から防						

改正後							改正前							
災危機 管理課 まで							災危機 管理課 まで							
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	市民窓 口課	(1) 職権による住民票の記載 等				○		
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		(2) 住民基本台帳の閲覧				○		
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		(3) 戸籍の謄抄本、住民票の 写しその他証明書の交付				○		
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		(4) 印鑑登録証の交付				○		
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		(5) 犯罪、後見の審判等身分 に係る通知の処理及び名簿の 作成				○		
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		(6) 人口動態及び人口動向調 査の処理				○		
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		(7) 税務証明の交付				○		

改正後							改正前							
		る)	る)	る)	る)	る)								
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(8) 埋火葬の許可			○				
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(9) 自動車臨時運行の許可			○				
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(10) 市民からの相談事項の処		軽易な					
		る)	る)	る)	る)	る)	理		もの					
(2) 企画部							(2) 企画部							
主管課	専決事項	決裁者				合議	主管課	専決事項	決裁者				合議	
		副市長	部長	課長	施設長				副市長	部長	課長	施設長		
企画政	策課	第1号から第7号まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(8) 情報管理の重要な計画	○						
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(導入及び廃止を除く。)の策定							
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(9) 定例的な情報管理事務の			○				
		る)	る)	る)	る)	る)	処理							

改正後							改正前						
デジタル推進課	(1) 情報管理の重要な計画 (導入及び廃止を除く。)の策定	○					(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(2) 定例的な情報管理事務の処理			○			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
秘書広報課から市民協働課	(略)						秘書広報課から市民協働課	(略)					
市民窓口課	(1) 職権による住民票の記載等			○			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(2) 住民基本台帳の閲覧			○			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(3) 戸籍の謄抄本、住民票の写しその他証明書の交付			○			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(4) 印鑑登録証の交付			○			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

改正後						改正前							
	(5) 犯罪、後見の審判等身分に係る通知の処理及び名簿の作成			○			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
	(6) 人口動態及び人口動向調査の処理			○			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
	(7) 税務証明の交付			○			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
	(8) 埋火葬の許可			○			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
	(9) 自動車臨時運行の許可			○			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
	(10) 市民からの相談事項の処理			軽易なもの			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
(3) 福祉子ども部						(3) 福祉子ども部							
主管課	専決事項	決裁者				合議	主管課	専決事項	決裁者				合議
		副市長	部長	課長	施設長				副市長	部長	課長	施設長	

改正後							改正前						
福祉課 及び長 寿課	(略)						福祉課 (略)						
子ども 若者支 援課	第1号及び第2号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	子ども 若者支 援課	第1号及び第2号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(3) 特別児童扶養手当の請求 書及び届書の進達				○			(3) 特別児童扶養手当の請求 書及び届書の進達並びに証 書の交付				○	
	第4号から第9号まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		第4号から第9号まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
幼児保 育課	(略)						幼児保 育課	(略)					
備考 (略)							備考 (略)						
(4) (略)							(4) (略)						
(5) 環境経済部							(5) 環境経済部						
主管課	専決事項	決裁者				合議	主管課	専決事項	決裁者				合議
		副市長	部長	課長	施設長				副市長	部長	課長	施設長	

改正後							改正前							
環境政 策課	(略)						環境政 策課	(略)						
ごみ対 策課	第1号から第6号まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ごみ対 策課	第1号から第6号まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		<u>(7) 清掃センターの管理計画の策定</u>		○				
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		<u>(8) 清掃センターの維持管理事務の処理</u>			○			
	<u>(7)</u> (略)							<u>(9)</u> (略)						
	<u>(8)</u> (略)							<u>(10)</u> (略)						
	<u>(9)</u> (略)							<u>(11)</u> (略)						
	<u>(10)</u> (略)							<u>(12)</u> (略)						
商工振 興課及 び農業 振興課	(略)						商工振 興課及 び農業 振興課	(略)						
(6) (略)						(6) (略)								